八王子市夢美術館 指定管理者募集要項

令和7年(2025年)6月 八王子市市民活動推進部 学園都市文化課

目 次

1	対象となる施設の概要	1
	指定期間	
4	管理業務に係る経費等	2
	指定管理料の支払方法	
6	精算項目	3
	利用に係る料金の取扱い	
8	応募資格	
9	応募方法	
	指定管理者の選定	
	協定	
12	第三者への業務委託	9
13	A Province And	
14	指定の取消し	
	モニタリングの実施	
16		
17	問合せ先	

八王子市夢美術館指定管理者募集要項

八王子市夢美術館(以下「夢美術館」という。)の設置趣旨に沿った管理運営を効率的・効果 的かつ安定的に行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び 八王子市夢美術館条例(平成 15 年 3 月 27 日条例第 12 号)(以下「条例」という。)の規定に より、当該施設の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

1 対象となる施設の概要

(1)施設の名称 夢美術館

(2)所在地 八王子市八日町8番1号 ビュータワー八王子1階の一部及び2階

(3) 開設時期 平成 15 年(2003 年)10 月 18 日

(4)建物の構造 鉄筋コンクリート造 構造

階数 地上 29 階 地下 2 階

敷地面積 6.704.78 平方メートル(市以外と共有)

延べ床面積 51,447.18 平方メートルのうち 1,275.06 平方メートル

(5)施設の内容

	1階	第 2 収蔵庫(47.44 ㎡)
	2階	展示室(3 室:444.01 ㎡)、第 1 収蔵庫(62.27 ㎡)、ロビー、ホワイエ、ク
		ローク、事務室、作業室、更衣室、設備機械室、前室、旧喫茶室
(6)休館日		休館日は、月曜日(国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日に当た
		るときは、その翌日)、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月
		31 日までとします。ただし、保守点検等施設の安全性を確保するために必
		要な場合や、市長が特に必要があると認めたときは、開館時間及び開館日
		を変更し、又は、臨時に休館日を定めることができます。
(7)開館時間	午前10時~午後7時

2 指定期間

令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日までの5年間

3 管理運営方針

(1) 管理運営の基本的方針

夢美術館は優れた美術品を身近なところで鑑賞できる場を提供することにより、市民の心豊 かで潤いのある生活に寄与するとともに、芸術文化の振興を図ることを目的とした施設です。 管理運営業務を担う指定管理者は、業務遂行に当たり、夢美術館収蔵品の保管及び展示、美 術に関する調査研究や情報発信を行う拠点としての役割を十分認識した運営を行ってくださ 11

また、優れた美術品の展示や適切な管理を行うとともに、多くの市民が身近に文化芸術活動 に親しむことができる事業の企画、実施に努めてください。

さらに、利用者にとって快適な施設とするために、日常又は定期的に必要な保守点検業務及 び清掃業務を行い、最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努めてください。

(2) 指定期間内の目標

- ア 条例に定める施設の設置目的のほか、市の文化芸術施策の基本的事項を定めた八王 子市文化芸術振興条例や文化芸術施策の方向性を示す八王子市文化芸術ビジョンに 沿って、多くの市民が文化芸術に触れ、親しみを感じられるよう、鑑賞の機会の提供や 美術に関する情報を発信してください。
- イ これまでの指定管理業務の中で培ってきたノウハウやネットワークを最大限に活かし、魅力ある特別展の開催や収蔵品展示など、文化芸術の振興に資する事業を企画、実施してください。
- ウ 市内文化施設等と連携・協力し、施設の利用促進を図ってください。
- エ 広く市民が利用する公の施設として、利用者にとって快適な環境づくりのために、日常 又は定期的に必要な保守点検業務及び清掃業務を行ってください。
- オ 利用者が施設を安全かつ安心して利用できるよう、修繕等改修業務(大規模改修は除く)が必要な場合は速やかに対処し、また、予防保全に努め、夢美術館を長期に渡って維持管理していくための積極的な対策を行ってください。

4 管理業務に係る経費等

市が指定管理者に支払う管理業務に係る経費(以下「指定管理料」という。)は 5 年間で総額 772.148 千円(税込)を上限とします。

また、夢美術館は条例第7条により、施設の利用に係る料金を指定管理者の収入とするいわゆる利用料金制を採用しています。指定管理者は指定管理料のほか、利用料金、夢美術館の自主事業の収入により事業費を賄うものとします。

なお、災害時等の特別の場合及び緊急で規模の大きい設備の故障等により多大な支出が発生した場合は、別途協議の上その対応を決定することとします。一方、不可抗力等によらず利用料金収入が減収となった場合、市は指定管理料による補填を行いません。

指定管理業務を確実に履行するためには、適正な指定管理料の積算を行う必要があるため、価格の提案に当たっては積算内訳を示してください。

参考として管理運営に係る財務情報を以下のとおり掲載いたします。

(1) 指定管理料の対象経費

ア人件費

- イ事務費(事務用消耗品費、通信運搬費等)
- ウ管理費(管理用消耗品費、定期点検費、光熱水費、保守管理費等)
- エ事業費
- オ 広報宣伝費(夢美術館パンフレット作成費、ホームページ作成費など)
- カ 修繕費(1件 130 万円未満)
- キ 備品購入費(1件10万円未満で指定管理者が特に必要とする場合)
- ク指定管理業務に関連して生じる一切の公和公課

(2) 収入として見込まれるもの

ア利用料金収入

イ夢美術館の自主事業収入

【表 4-1 利用料金収入実績】

14.411= 24.5414					
左帝	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度	
年度	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)	
利用料金収入 (単位:千円)	8,996	12,457	18,746	32,321	

※千円未満切捨て

(3) 現指定期間における指定管理料

【表 4-2 指定管理料実績】

40,40 = 115454					
左由	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度
年度	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)	(2025 年度)
指定管理料 (単位:千円)	125,458	126,533	121,501	125,734	135,824

[※]令和7年度(2025年度)のみ予算額、それ以外は決算額を記載(千円未満切上げ)

(4) 経費負担

小破修繕

施設・設備・備品等の小破修繕については、1 件当たりの金額が 130 万円未満の場合は指定管理料で負担し、130 万円以上の場合は市との協議事項とします。

5 指定管理料の支払方法

- (1)指定管理料は、事業計画書及び収支計画書において提示のあった金額を踏まえ、市の予算の範囲内で市と協議を行い、指定期間における総額を基本協定書で定め、各年度の指定管理料は年度協定書で定めます。
- (2)指定管理料は、人件費・備品購入費・その他経費(修繕費を除く)は前金払いとし、修繕費については概算払いとして支払います。
- (3)指定管理料は、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに、毎月支払います。

6 精算項目

上記 5-(2)に掲げる概算払いとする経費について、実支出額が予算額を下回る場合は年度末に余剰金を返還することとします。

7 利用に係る料金の取扱い

(1) 利用料金の考え方

夢美術館の利用料金の設定について、条例第 7 条において利用料金の上限額を定めており、 指定管理者はその範囲内において市に提案し、市長の承認を得て決定することとなっています。 現行の利用料金を参考に指定管理者が市に提案してください。

(2) 利用料金の減免・割引

条例及び市長が定める基準による減免のほかに、指定管理者は施設の有効利用、利用促進等の観点から割引料金を設定できることとします。設定に当たっては市に協議の上決定することとします。

(3) 利用料金の年度区分

指定管理者の収入となる利用料金は、指定期間中の利用に係るもののみとします。指定期間外の利用に係る利用料金を収受した場合は、明確に区分してこれを管理し、市又は市が指定する次期指定管理者に対し円滑に引継ぐものとします。

8 応募資格

- (1) 夢美術館は、優れた美術品を身近なところで鑑賞できる場を提供することにより、市 民の心豊かで潤いのある生活に寄与するとともに、文化芸術の振興を図る役割を担っ ています。このことを十分認識し、管理運営やサービスの提供の面においてそのノウハ ウを活かすことができる法人、その他の団体が応募できるものとします。
- (2) 応募資格に対する欠格事項は、次のとおりとします。
 - ア 地方自治法施行令第 167 条の 4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当するも の。
 - イ 八王子市から指名停止措置を受けているもの。
 - ウ 市民税、法人税、消費税等を滞納しているもの。
 - エ 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続を開始している法人。

- オ 地方自治法第92条の2(議員の兼業禁止)、第142条(長の兼業禁止)、第166条(副市長の兼業禁止)及び第180条の5(委員会の委員及び委員の兼業禁止)に該当するもの。ただし、地方自治法施行令第122条及び第133条に該当する場合を除く。
 - ※法で引用する地方自治法施行令第 122 条及び第 133 条に該当する場合(長等が取締 役等を兼ねることができる市の出資比率が 1/2 を超える法人)を除きます。
- カ 指定管理者(共同事業体の場合は構成団体も含む)になろうとする法人又はその役員が、 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員 及びそれらの利益となる活動を行う団体に該当する場合。

9 応募方法

(1) 募集要項等の配布日程

令和7年(2025年)6月16日(月)から7月25日(金)まで ※市ホームページでも公開します。

(URL)

https://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisei/001/005/004/p035618.html

(2) 提出書類

次の申請書類をアから順に並べ、原本を1部、写しを12部提出してください。 また、提出書類の電子データを CD-ROM1 枚に保存して提出してください。

- ア 八王子市夢美術館指定管理者指定申請書 (第5号様式)
- イ 事業計画書(個人情報保護対策及び情報公開について必ず記載する。)(様式 1-1~ 16)
 - ※提案内容は、別紙「事業計画書提案内容一覧」を参照してください。
 - ※事業計画書は提案事項ごとに、A4 サイズ 2 枚以内でまとめてください。
 - ※本文の文字の大きさは、10.5 ポイント以上としてください。(図表中の文字等は除く)
- ウ 収支予算書(様式2)
- エ 団体の概要(様式3)
- オ 申請団体の定款・寄付行為等
- カ 申請団体役員名簿(様式4)
 - ※直近の決算期末における役員を記載してください。
 - ※申請団体の役員名簿掲載者を対象に、暴力団関係者であることが疑わしい人物がいた場合、警視庁へ照会を行います。
- キ 表明・確約書(様式 5-1 及び 5-2)
- ク 法人登記事項証明書
- ケ 税務署発行の納税証明書
 - ※直近3か年の事業年度の法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書
- コ 八王子市税の納税状況調査の同意書(様式6)
 - ※指定管理者として指定後、この同意書をもとに、毎年度市への納税状況(市の課税状況の有無を含む)について状況調査を行うことがあります。
- サ 財務諸表
 - ※直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等。公益法人の場合は、 直近3か年の公益会計と収益会計の内訳を示す決算書を添付してください。
- シ 団体の活動実績 (様式指定なし)
 - ※本年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- ス 労働保険(労災・雇用)の加入を確認できる書類
 - ※労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し (直近の1回分)等
- セ 健康保険の加入を確認できる書類
 - ※年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し(直近の1回分)等

- ソ 厚生年金保険の加入を確認できる書類
 - ※年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し(直近の1回分)等
 - ※加入の必要がないため、前述のス・セ・ソのいずれかの領収書の写し等の提出ができない場合は、「労働保険・健康保険・厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」(様式7)を提出してください。
- タ その他、市が必要と認める書類

業務で再委託を予定する場合は、その業務についての再委託予定業務調書(様式8)を提出してください。

(3) 提出書類の著作権

応募者の提出する書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。なお、選考に必要な場合など、市が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を無償で複製できるものとします。

(4) 提出書類の作成要領

提出書類の規格はA4 縦型とし、A4 判フラットファイルに次のとおり分冊して綴じてください。

- ・八王子市夢美術館指定管理者指定申請書(上記 9-(2)-ア)(ファイルと別に 1 枚で提出してください)
- ・ファイル 1(上記 9-(2)-イ、ウ) 原本:1部 写し:12部
- ・ファイル 2(上記 9-(2)-エ~タ) 原本:1部 写し:12部
- ※ファイルにはそれぞれ、表紙及び背表紙に次のタイトル及び応募者名を記してください。 ファイル 1:「八王子市夢美術館指定管理者 応募書類 1」

ファイル 2: 「八王子市夢美術館指定管理者 応募書類 2」

(5) 提出方法

ア 受付期間

令和7年(2025年)7月14日(月)から25日(金)まで

イ 時間

午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 方法

持参又は郵送(25 日必着)

工 提出先

八王子市市民活動推進部学園都市文化課(八王子市役所本庁舎 7 階)

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目 24番1号

電話番号:042(620)7409 FAX番号:042(626)0253

メールアドレス:b050800@city.hachioji.tokyo.jp

(6) 質問の受付

本募集要項、別冊の要求水準書、関係資料の内容等に関する質問を以下のとおり受付けます。

アー受付期間

配布日から7月3日(木)まで

イ 受付方法

質問書(様式ア)に必要事項を記入の上、学園都市文化課メールアドレス宛へ電子メールにて提出してください。受信確認メールの返送をもって受付完了とします。

※電子メールの件名は「質問書(夢美術館)」としてください。

ウ 送付先

メールアドレス:b050800@city.hachioji.tokyo.jp

エ 質問への回答

質問に対しては、メールで返答するとともに、令和 7 年(2025 年)7 月 14 日(月)以降 (予定)に、質問と回答を市のホームページに掲載します。

(7) その他

- ア 応募書類の提出期限は厳守してください。また、提出期限後における応募書類の変更 及び追加は認めません。ただし、本市から指示した場合はこの限りではありません。
- イ 応募書類は返却しません。
- ウ 応募に係る経費は応募者の負担とします。
- エ 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- オ 応募受付後に辞退する場合は、その旨を辞退届(様式 9)により郵送で提出してください。

10 指定管理者の選定

(1) 選定の基準

指定管理者の選定は、条例第 17 条で定める選定基準に照らし、「価格評価」、「団体の能力評価」、「提案事業の内容評価」の観点から総合的に判断します。「価格評価」については指定管理料の提案金額、「団体の能力評価」、「提案事業の内容評価」については下表に定める項目を基に評価を行います。

【表 10-1 評価項目一覧(団体の能力評価)】

評価	分類	No.	評価項目	該当する書類	
区分	1 安定した 管理運営(能 力・実績・体 制)	1	団体の経営方針が明確であり、適正	団体の概要[様式 3]・財務諸	
		2	な経理がされていること。 経営状況が健全であり、施設の目的 達成のための考えをもっているこ と。	表など 財務諸表・事業計画書(基本方 針)[様式 1-1]	
		3	業務実績が豊富であり、ノウハウを生かした運営が期待できること。	団体の概要[様式 3]・団体の 活動実績	
		4	実現性の高い適正な収支計画である こと。	収支予算書[様式 2]	
		5	自己評価(マネジメントサイクル)の体 制及び基準が確立されていること。	事業計画書(自己評価(マネジメントサイクル)の体制・基準) [様式 1-2]	
		6	管理運営を適切に行うための職員体 制がとれ、有資格者の配置がされて いること。	事業計画書(組織体制)[様式 1-3]	
団体		7	管理運営を適切に行うための研修等 の人材育成を踏まえた組織体制を有 していること。	事業計画書(組織体制)[様式 1-3]	
団体の能力評価		8	職員の管理体制及び職場安全衛生管 理が適正であること。	事業計画書(組織体制)[様式 1-3]	
評価		9	地域・社会貢献に配慮した取組がされていること。(ワークライフバランスや若年者・高齢者雇用、市内に本店がある等)	事業計画書(自由提案)[様式 1-16]	
	2 公共性、 公平性、公正 性の担保	10	利用者が公平に施設利用ができるよ う、配慮されていること。	事業計画書(施設利用の公平 性)[様式 1-4]	
	3 情報公 開、個人情報 保護及び情 報セキュリティ対策	11	透明性の高い施設運営がされており、情報が適正に公開されていること。	事業計画書(個人情報保護·情報公開)[様式 1-5]	
		12	個人情報の取扱い及び情報セキュリ ティ対策が適切であること。	事業計画書(個人情報保護·情報公開)[様式 1-5]	
	4 安全確 保·危機管理	13	利用者の安全確保(衛生面含む)に関する方策が講じられていること。	事業計画書(安全確保·危機管 理体制)[様式 1-6]	
		14	負担すべきリスクに対し適切な対応 をとるための体制を有していること。	事業計画書(安全確保·危機管 理体制)[様式 1-6]	
		15	緊急(防火、防犯等)対応等危機管理 体制を有していること。	事業計画書(安全確保·危機管 理体制)[様式 1-6]	

【表 10-2 評価項目一覧(提案事業の内容評価)】

	乙 计侧块日	<i>7</i> 0 (,	及采事系V/71台計圖/】			
評価 区分	分類	No.	評価項目	該当する書類		
	1 利用率向 上·利用促進	1	施設の利用率の向上に向けた提案が されていること。	事業計画書(利用率向上·利用 促進)[様式 1-7]		
		2	広報活動等、施設の利用促進のため の提案がされていること。	事業計画書(利用率向上·利用 促進)[様式 1-7]		
	2 効率的な 管理運営・経 費縮減	3	利用料金をはじめとした収入確保の ための方策が講じられていること。	事業計画書(効率的な管理運営・経費縮減(利用料金))[様式 1-8]		
		4	コスト縮減が図られ又は考慮されて いること。	事業計画書(効率的な管理運営・経費縮減(収支の工夫)) [様式 1-9]		
	3 サービス 向上	5	利用者の満足度を高めるための方策 が講じられていること。	事業計画書(サービス向上(利 用者満足度向上))[様式 1-10]		
坦		6	利用者からの苦情処理の体制がとれていること。	事業計画書(サービス向上(苦 情処理))[様式 1-11]		
案事	4 設置目的、方針	7	ノウハウを活用し、要求水準を満たし た事業計画を立てていること。	提出書類全体を踏まえ、評価		
業 の 内		8	施設設置目的を活かした特色ある提 案がされていること。	事業計画書(自由提案)[様式 1-16]		
提案事業の内容評価	5 文化芸術 の振興	9	文化芸術の振興に資する事業(特別 展・収蔵品展示、美術品資料の情報 収集)	事業計画書(文化芸術の振興 に資する事業企画(特別展・収 蔵品展示))[様式 1-12]など		
	6 地域協働・ 振興	10	地域や施設の特性を踏まえた事業展 開が図られていること。	事業計画書(自由提案)[様式 1-16]		
		11	地域との協働や連携が図られ、又は 配慮されていること。	事業計画書(自由提案)[様式 1-16]		
		12	第三者委託先も含め、地域経済の振 興及び雇用の創出に繋がる提案がされていること。	再委託予定業務調書[様式8]		
	7 施設維持 管理	13	資源の有効活用など環境に配慮した 管理運営がされていること。	事業計画書(環境に配慮した 管理運営)[様式 1-14]		
		14	訓練や研修、マニュアル作成など平 常時から危機管理における適切な提 案がされていること。	事業計画書(安全確保·危機管 理体制)[様式 1-6]		
	₩ -	15	施設の長寿命化のための方策が講じ られていること。	事業計画書(施設の長寿命化) [様式 1-15]		

(2) 選考方法

アー次選考

提出された指定申請書等により応募資格要件に関する資格審査(書類審査及び必要に応じヒアリング)を行います。

一次選考の結果は、令和7年(2025年)8月中旬までに通知します。

イ 二次選考

二次選考は有識者を交えた評価会議を開催し、応募内容の評価を行います。応募者には、提出された書類をもとにプレゼンテーションを行っていただきます。(令和 7 年(2025年)8月下旬から9月上旬のうち、1日間)

(3)内定等の通知

令和7年(2025年)11月下旬に指定管理者の候補者を内定して、結果を応募者に通知します。

(4)決定

指定管理者の決定は、令和 7 年(2025 年)第 4 回八王子市議会定例会での議決後になります。

11 協定

管理業務に関する細目について、八王子市夢美術館条例施行規則第 11 条の規定に基づき、市と指定管理者の協議の上、事業を円滑に実施するために指定期間全体に効力を有する基本的事項を定めた基本協定書と、当該事業年度における事項について定めた年度協定書を締結します。

12 第三者への業務委託

指定管理者は、本業務の全部を第三者に委託することはできません。ただし、本指定管理 業務の基幹業務ではない、例えば施設や設備の維持管理、輸送や展示運営に係る業務の一 部について、事前に市に書面で申請し、承認を得た場合は委託することができます。

また、委託をする場合には八王子市内の企業、業者を優先して発注することに配慮してください。

13 情報提供

(1)指定管理者選考に関する情報の提供

指定管理者選考過程における、応募団体名、候補者として選定された団体の選定理由、 事業提案の概要、評価及び選定結果については、原則として市はホームページなどで情報 提供を行います。

また、提出書類については、八王子市情報公開条例に基づき公開請求があった場合は、同条例に定める非公開情報を除き公開します。

(2)指定管理業務に係る情報提供

協定書及びモニタリングの実施結果の概要等については、原則として市は広く情報提供を 行います。

また、これらの指定管理業務に関する書類については、八王子市情報公開条例に基づき公開請求があった場合は、同条例に定める非公開情報を除き公開します。

14 指定の取消し

指定管理者(共同事業体の場合は構成団体も含む)が、下記のいずれかに該当する場合は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、その指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

- (1)本業務に関する協定に違反したとき
- (2)地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき、指定管理者が本市の指示に従わないとき
- (3)管理業務を継続することが適当でないと市が認めたとき
- (4)本業務に関する協定を履行することができないと市が認めたとき
- (5)条例の廃止等により指定をする必要がなくなったとき
- (6)指定管理者又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条 に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体又はその構成員で あることが明らかとなったとき
- (7)モニタリングの指摘内容について、改善が図られないとき

15 モニタリングの実施

指定管理者は、市が当該施設に関して実施するモニタリングにおいて、「八王子市指定管

理者制度ガイドライン」に従うこととします。 なお、モニタリングの評価結果は公表します。

16 その他

(1) 施設の保全計画

施設の長寿命化を図るため、維持管理業務について、施設管理の専門的知識を有する者 を配置してください。また、指定管理期間中に行う施設の修繕内容を反映させた現況図及び 保全計画を作成し、毎年度市に提出することとします。

(2) 税金等の取扱い

指定管理者は、法人市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、課税の有無について市役所住民税課等にお問合せください。

また、指定管理者が交付する協定書、契約書、領収書等には必要に応じ収入印紙を貼付してください。

なお、指定管理業務に関連して生じる税金等は指定管理料の対象となります。

17 問合せ先

八王子市市民活動推進部学園都市文化課(八王子市役所本庁舎7階)

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目 24番1号

電話番号:042(620)7409 FAX 番号:042(626)0253

メールアドレス:b050800@city.hachioji.tokyo.jp

あなたのみちを、 あるけるまち。 エ子